

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	近畿財務局長
【提出日】	2024年6月26日
【会社名】	日本ピラー工業株式会社
【英訳名】	NIPPON PILLAR PACKING CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 岩波 嘉信
【本店の所在の場所】	大阪市西区新町一丁目7番1号
【電話番号】	(06)7166-8281(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正博
【最寄りの連絡場所】	大阪市西区新町一丁目7番1号
【電話番号】	(06)7166-8281(代表)
【事務連絡者氏名】	経理部長 藤井 正博
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 日本ピラー工業株式会社東京支店 (東京都千代田区内幸町二丁目2番2号) 日本ピラー工業株式会社三田工場 (兵庫県三田市下内神字打場541番地の1)

1【提出理由】

2024年6月25日開催の当社第76回定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日
2024年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

- イ 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金99円 総額 2,307,546,846円
- ロ 剰余金の配当が効力を生じる日
2024年6月26日

第2号議案 定款一部変更の件

2024年7月1日を効力発生日として、現行定款第1条(商号)を「日本ピラー工業株式会社」から「株式会社PILLAR」に変更する。

2024年7月1日を効力発生日として、当社の今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第2条(目的)に事業目的を追加するとともに、号数の新設に伴う号数の繰り下げを行う。

第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。)として、岩波清久、岩波嘉信、星川郁生、宿南克彦、鈴木吉宣、駒村純一を選任する。

第4号議案 監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役として、吉田智信を選任する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	決議の結果	
				賛成率	可否
第1号議案	190,731	117	31	99.92%	可決
第2号議案	190,752	96	31	99.93%	可決
第3号議案					
岩波 清久	189,053	1,774	52	99.04%	可決
岩波 嘉信	189,168	1,659	52	99.10%	可決
星川 郁生	189,495	1,353	31	99.27%	可決
宿南 克彦	189,499	1,349	31	99.28%	可決
鈴木 吉宣	189,746	1,102	31	99.41%	可決
駒村 純一	189,704	1,144	31	99.38%	可決
第4号議案					
吉田 智信	190,731	117	31	99.92%	可決

(注) 各決議事項が可決されるための要件は次のとおりです。

第1号議案

出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数の賛成であります。

第2号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

第3号議案、第4号議案

議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算していません。

以上